

社会医療法人杏樹会 杏林記念病院における 医療安全対策に関する基本方針

1 医療安全管理に関する基本的考え方

院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目的とする。

2 医療安全対策委員会その他の組織に関する基本的事項

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施（計画および活動実績）するために、医療安全対策委員会を設置する。

3 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全対策委員会は、年に2回程度、全職員を対象とした医療安全対策・管理のための研修を定期的実施する。医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底する。

4 事故報告等、医療安全の確保のための方策に関する基本方針

全職員は、本院内における医療事故や、危うく事故になりかけた事例等を報告し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定する。

5 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、まず、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

6 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

本指針の内容を含め、全職員は患者と情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
本指針の詳細を閲覧されたい方は、1階事務所までお申出ください。

7 患者さまからの相談の対応に関する基本方針

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

8 その他の医療安全管理の推進に関する基本方針

「医療安全対策マニュアル」は、病院職員へ周知徹底を図るとともに、適宜見直しを行い、情報の共有化と安全性の向上に努める。

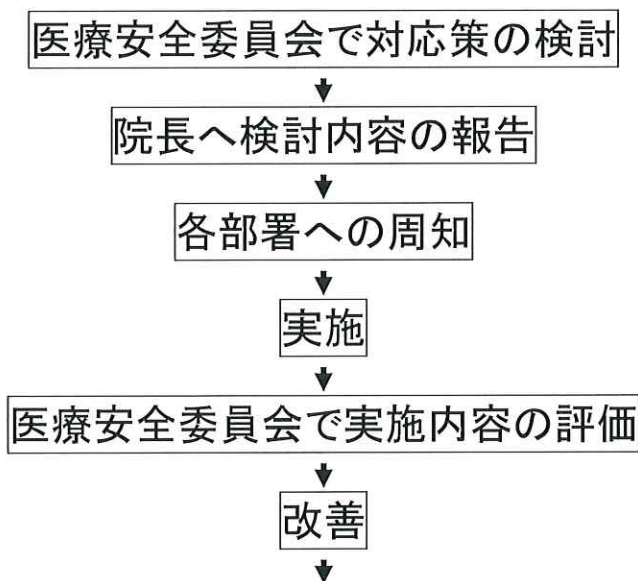
医療安全管理指針の閲覧及び相談窓口について

社会医療法人杏樹会杏林記念病院の方針

- 一、医療安全管理指針の詳細を閲覧されたい方は受付までお申し出ください。
- 二、患者様からの相談などに迅速かつ適切に対応するために、病院に相談窓口及び院内投書箱の設置をし、匿名での相談も受け付け病院長へ報告致します。

患者相談窓口、院内投書箱などに寄せられた情報のうち、医療安全に関するものは医療安全委員会に報告され、対応策の検討を行います。

相談窓口から相談情報の報告と対応策の検討の依頼



- 三、改善策については患者様や患者家族様へ提示致します。また匿名の場合は回答のみを提示します。
- 四、医療安全に全力で取り組みます。

社会医療法人杏樹会 杏林記念病院 医療安全対策委員会

令和5年1月4日